

経営所得安定対策事業

我が国の農業の生産力を安定的に確保することを目的とし、食料自給率を向上させるために農業者ごとの水稲の生産数量目標を設定・通知し、経営所得安定対策の推進を図るとともに、当該事業の加入促進を行った。

1. 経営所得安定対策

現在の日本の農業は、農業従事者の減少・高齢化などにより生産力を安定的に確保することが厳しい状況にある。そのような状況下において国は経営所得安定対策を展開し、本市においても営農意欲のある農業者が農業を継続できる環境を整え食料自給率の向上に資するため、農業協同組合など関係機関の協力を得て農業者に本制度の加入促進を行った。

※ 経営所得安定対策

- …・米の直接支払交付金：食料自給率向上のために、国は米の生産数量目標に従って生産する販売農家の方に対して、平成27年度は主食用米の作付面積10アール当たり7,500円を交付した。
- ・水田活用の直接支払交付金：食料自給率向上のために、国は水田で水稲以外の作物を生産する当市の販売農家の方に対して、平成27年度は作付面積10アール当たり作付種類別に10,000円から35,000円を交付した。

・平成27年度経営所得安定対策実施状況 集計表

	米件数	作付面積 (ha)	水田活用件数	作付面積 (ha)
合計	18	2.22	41	7.99

※ここでの「作付面積」とは制度申請者が作付けする面積のうち交付金交付対象面積のことである。

・平成27年度生産調整達成状況

生産目標面積(ha)…①	156.76
水稲作付面積(ha)…②	147.74
目標に対する水稲作付率(%)②/①	94.24